

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年（2016年）6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年（2016年）3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
(平成27年3月町田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表備考3を次のように改める。

- 3 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第4項、第5条第4項、第6条第2項、第7条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項又は第12条第3項の規定の適用を受ける場合の支給認定子どもの利用者負担額については、1の表から3の表までの規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

別表備考5を同表備考6とし、同表備考4中「支給認定こども」を「支給認定子ども」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

- 4 政令第14条又は第14条の2第1項の規定の適用を受ける場合の支給認定子どもの利用者負担額については、政令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に規定する支給認定子どもにあつては1の表から3の表までの規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とし、政令第14条第2号又は第14条の2第1項第2号に規定する支給認定子どもにあつては0円とする。ただし、同条第3項において読み替えて適用する同条第1項の規定の適用を受ける場合の同項各号に掲げる支給認定子どもの利用者負担額については、0円とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第4項、第5条第4項、第6条第2項、第7条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項又は第12条第3項の規定の適用を受ける場合の支給認定子どもの利用者負担額については、1の表から3の表までの規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 <u>政令第14条又は第14条の2第1項の規定の適用を受ける場合の支給認定子どもの利用者負担額については、政令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に規定する支給認定子どもにあつては1の表から3の表までの規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とし、政令第14条第2号又は第14条の2第1項第2号に規定する支給認定子どもにあつては0円とする。ただし、同条第3項において読み替えて適用する同条第1項の規定の適用を受ける場合の同項各号に掲げる支給認定子どもの利用者負担額については、0円とする。</u></p> <p>5 1の表から3の表までの規定にかかわらず、市長は、<u>支給認定子どもが特別利用教育を受けているときその他現に受けている支給認定に係る支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「支給認定区分」という。）以外の区分の利用者負担額を適用することが適当と認めるときは、支給認定区分以外の区分の利用者負担額を適用することができる。</u></p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>支給認定子どもが属する世帯に規則で定める子ども（当該支給認定子どもを含む。）が2人以上いる場合における当該支給認定子どもの利用者負担額については、これらの子どものうち最も年齢の高い子どもから順に数えて1人目にあつては右欄に掲げる額を、2人目にあつては当該額に2分の1を乗じて得た額を適用し、3人目以降にあつては0円とする。</u></p> <p>4 1の表から3の表までの規定にかかわらず、市長は、<u>支給認定こどもが特別利用教育を受けているときその他現に受けている支給認定に係る支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「支給認定区分」という。）以外の区分の利用者負担額を適用することが適当と認めるときは、支給認定区分以外の区分の利用者負担額を適用することができる。</u></p>

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>6</u> 略	<u>5</u> 略